

# 北区 商店街地域応援団 ガイドブック



地域ので商店街を盛り上げましよう

令和8年度

# 目次

---

1. 北区商店街地域応援団制度について.....	2
2. 商店街地域応援団の活動について.....	4
3. 商店街地域応援団の活動ルール.....	5
4. よくある質問.....	6



# 1. 北区商店街地域応援団制度について

## 目的

商店街は地域コミュニティの中心として重要な役割を担っています。商店街と地域の人や団体、学生などをつなぐ「商店街地域応援団」制度を設置・活用することで、新たな取組が生まれやすい環境を整備し、商店街の発展および地域活性化をめざします。

## 概要

商店街地域応援団制度に登録された方は、以下のような商店街事業の活動に参加することができます。

主な活動内容

- ・ イベントの準備・当日活動の補助などの商店街活動サポート
- ・ SNS等での商店街の情報発信サポート
- ・ 会議資料、申請書類の作成補助などの商店街運営サポート

## 登録対象者

いずれかに該当する方

- ・ 区内在住、在勤、在学の満15歳以上の方（中学生は除く）
  - ・ 区内に本拠地を置く地域団体・グループの構成員で満15歳以上の方
- ※18歳未満の方が申請する場合は、保護者の同意が必要です。

## 登録について

**ステップ1** 応援団登録を申し込む



申込方法：①申込フォーム、②郵送 ③Eメール ④持参

**ステップ2** 説明会への参加（任意）



**ステップ3** 面接（15分程度）、対面もしくはオンライン

- ・ 登録は年度ごとに自動更新いたします。
- ・ 登録内容に変更等が生じた際は、登録内容変更・登録取消届をご提出ください。

申込フォーム



## 保険について

活動に際しては、区が「ボランティア保険」に加入します（保険料は区が負担します）。

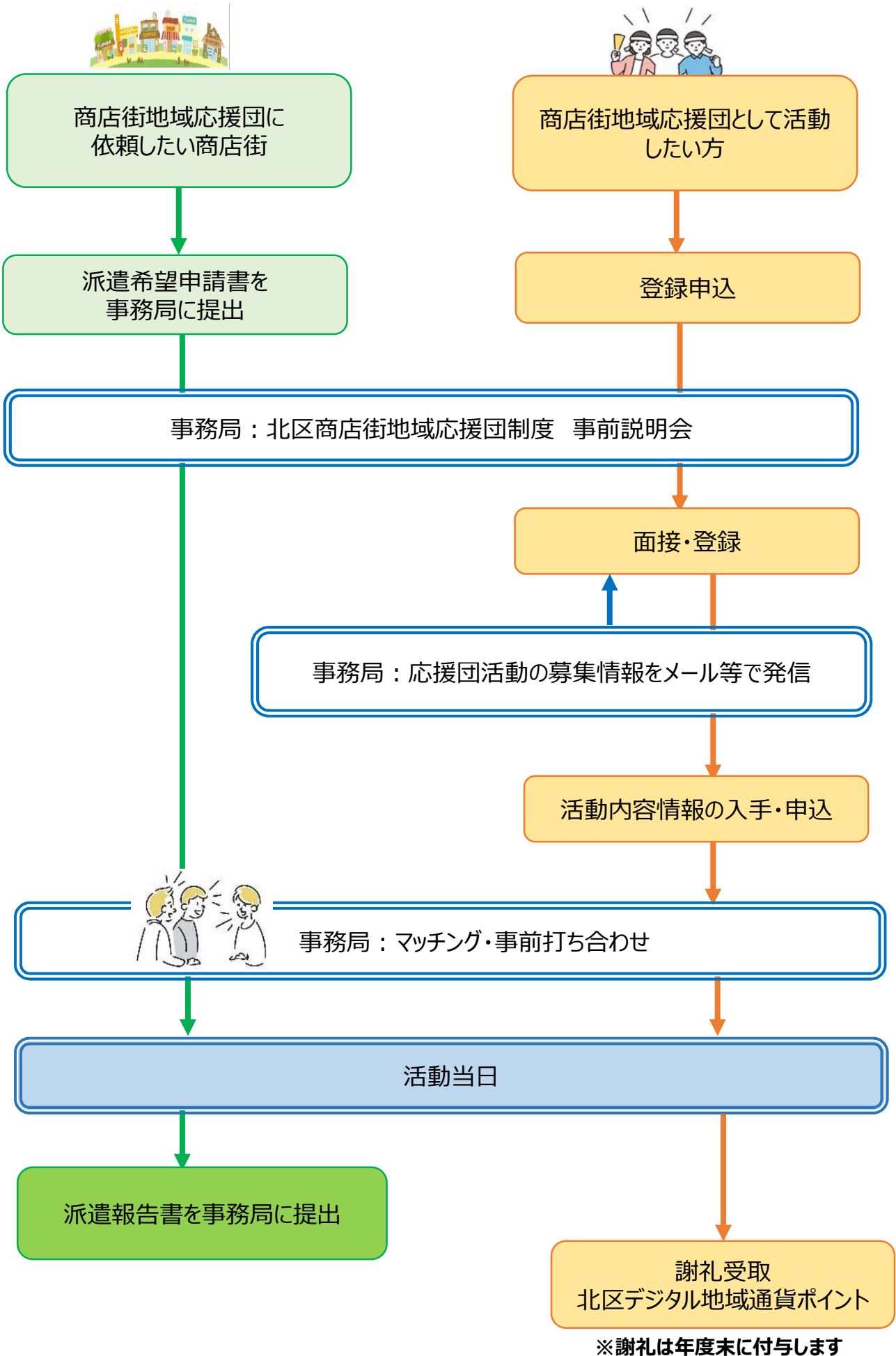
## 問い合わせ先

### 【北区商店街地域応援団事務局】

北区産業経済文化部産業振興課商工係  
〒114-8503 北区王子1-11-1 北とぴあ11階  
電話 03-5390-1235  
E-mail shoutengai@city.kita.lg.jp

北区商店街連合会  
〒114-8503 北区王子1-11-1 北とぴあ12階  
電話 03-5390-1200

# 申込から登録・活動までの流れ





## 2. 商店街地域応援団の活動について

### 商店街地域応援団とは

商店街のイベント運営や事業活動に積極的に関わりたい人や商店街の魅力を広く発信する人で、報酬を目的とすることなく、商店街をサポートする人のことをいう。

### 商店街地域応援団の活動例

#### ◎ 商店街活動サポート

- ・イベントの準備や当日スタッフとして活動



#### ◎ 商店街の情報発信サポート



- ・自身のInstagram・X等での情報発信
- ・商店街のSNS等の開設サポート及び投稿サポート



#### ◎ 商店街運営をサポート

- ・手書き書類のデータ化の補助（Word・Excel形式等）、会議資料及び申請書類等の作成補助



商店街地域応援団にはこんな方がピッタリです！

商店街が好き！

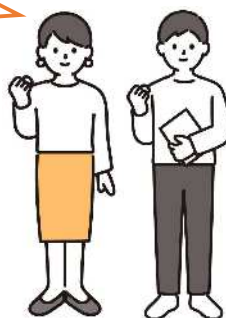
SNSで発信するのが得意！

自身の得意なことやスキルで商店街を盛り上げたい！

楽しいことに積極的に挑戦してみたい！

お祭りやイベントを楽しむのが好き！

商店街の新しい魅力を発見するのが好き！



### 3. 商店街地域応援団の活動ルール

#### その1 コミュニケーションを大切にしましょう

あいさつと自己紹介をこころがけましょう。

#### その2 ルールやマナーを守りましょう

集合時間、場所は必ず確認して遅れないようにしましょう。  
遅れる場合や体調が優れない場合は、活動先（商店街）に連絡をしましょう。

#### その3 できることを積極的に挑戦しましょう

自分で気づいたことやできることは、積極的に挑戦し、たくさんの人と協力しましょう。

#### その4 プライバシーは守りましょう

個人情報等の扱いに注意し、活動中に知り得た情報等は、絶対に他の人に話さないでください。

#### その5 活動を楽しみましょう！

商店街・地域の担い手としての意識を持ちつつ、楽しみながら活動しましょう！

## 4. よくある質問

Q1 応援団に参加するメリットは何ですか？

A：主なメリットとして次のことが考えられます。

- ①商店街・地域の活性化に貢献することができます。
- ②地域の人々と交流する機会が増えます。
- ③自分の得意なことやスキルを活かす経験が得られます。

Q2 応援団に登録するための条件はありますか？

A：特別な資格は必要ありません。区内在住・在勤・在学で15歳以上の方、区内に本拠地を置く地域団体・グループの構成員で15歳以上の方であれば、ご登録いただけます。ご登録には、登録の申し込みのほかに、面接がございます。

Q3 活動日や頻度はどのくらいですか？

A：活動日や頻度は応援団員の都合に合わせて柔軟に調整できます。ライフスタイルに合わせて、無理なく参加してください。

Q4 応援団活動で報酬はもらえますか？

A：区から謝礼として「北区デジタル地域通貨（令和8年秋リリース予定）」のポイントを年度末に付与します。付与されるポイントは、活動内容や活動回数に応じて異なりますが、年度ごとのお一人あたりの付与上限は5,000ポイント（1ポイント＝1円）になります。

Q5 応援団の登録をするにはどうすればいいですか？

A：登録申込フォーム又は登録申込書による申し込みと面接が必要になります。なお、ご登録された方には、登録証を発行いたします。詳しくは、北区公式ホームページをご覧ください。

北区HP



Q6 応援団として登録した後に辞退したくなった場合はどうすればいいですか？

A：いつでも辞退可能です。事務局にお知らせいただければ、すぐに対応いたします。

Q7 応援団活動で問題や疑問があった場合、どこに相談すればいいですか？

A：北区商店街地域応援団事務局にご相談ください。

【北区商店街地域応援団事務局】

北区産業経済文化部産業振興課商工係

北区商店街連合会

電話 03-5390-1235

電話 03-5390-1200

（受付時間）月～金（土日・祝日除く）9時～17時

BEYOND\_ 

きたいを超える東京北区

北区商店街地域応援団ガイドブック

令和8年4月発行

刊行物登録番号  
8-2-014

編集・発行

東京都北区

産業経済文化部産業振興課商工係

住所：北区王子1-11-1 北とぴあ11階

TEL：03-5390-1235